

福山市の中小企業支援制度

●事業所を新設・増設する場合の優遇制度

福山市に工場、流通施設、情報サービス事業所、試験研究施設などの事業所を設置する場合、奨励金が支給されます。

○事業所設置奨励金の条件

区 分	事業内容	立地場所 ^{※2}	投下固定資産総額	雇用数	面 積
土地助成 ^{※1}	工場・流通施設（新設）	福山北・県営一部	5,000万以上（一括払）	—	5,000㎡以上
設備助成 ^{※1}	工場（新設）	福山北・県営	5,000万以上	新規10人以上	2,000㎡以上
	流通施設（新設）	福山北・県営一部		新規5人以上	1,000㎡以上
固定資産税・資産割事業所税助成	工場（新設・増設）	工専・工業・準工	5,000万以上	—	—
	流通施設（新設・増設）	福山北・県営一部			
	大規模工場（新設・増設）	市内全域	100億超（土地除く）	新規30人以上	—
その他助成	情報サービス事業所	市内全域	2,000万以上	専門的技能者 ^{※3} 新設…5人以上、 増設…新規3人以上	
	試験研究施設		5,000万以上		

※1 土地・設備助成…福山北産業団地又は県営団地において、福山市土地開発公社又は広島県から分譲を受けて新設する場合に限る

※2 県営一部…新市工業団地、箕沖産業団地

※3 専門的技能者…専門的知識及び技能を有すると認められる従業員で、常時雇用の者

○事業所設置奨励金の内容

区 分	事業内容	奨励内容		限度額	交付時期
土 地 助 成	工場・流通施設	福山北	土地取得価格×15%	なし	操業日以後
		県営一部	土地取得価格×5%		
設 備 助 成	工場・流通施設	福山北	設備投資額（土地を除く）×25%	3億	操業日以後
		福山北（県助成を受けるもの）	設備投資額（土地を除く）×県助成と合わせて25%	2億	
		県営	設備投資額（土地を除く）×5%	5,000万	
固定資産税助成	工場・流通施設	固定資産税（土地・建物・償却資産） 福山北（新設）①100% ②100% ③100% 県 営（新設）①100% ②80% ③60% その他 ①100% ②75% ③50% 操業日以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度間		各年度 1億	各年度の固定資産税が完納された年度の翌年度末
		固定資産税（土地・建物・償却資産） 福山北 ①100% ②100% ③100% ④100% ⑤100% 県 営 ①100% ②100% ③100% その他 ①100% ②100% ③100% ④100% ⑤100% 操業日以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度間又は5年度間		なし	
	大規模工場			3年度間 合計5億	
資産割事業所税助成	工場・流通施設 大規模工場	資産割事業所税 福山北（新設）①100% ②100% ③100% 県 営（新設）①100% ②80% ③60% その他 ①100% ②75% ③50% 操業日以後、最初の申告納付期限の属する年度の翌年度から3年度間		各年度 600万	各年度の事業所税が完納された年度の翌年度末
そ の 他 助 成	情報サービス事業所	投下固定資産総額×5%以内		1,000万	操業日以後
	試験研究施設			1億	

○雇用奨励金

事業所設置奨励金の対象者で、一定条件を満たす場合には、雇用奨励金が支給されます。

事業内容	対象従業員 ^{※4}	奨励内容	限度額	交付時期
工場・流通施設	中小企業10人、大企業15人以上	20万/人	4,000万	操業日から1年を経過した日(基準日)以後
情報サービス事業所・試験研究施設	中小企業5人、大企業10人以上		2,000万	

※4 対象従業員…操業に伴い新たに採用した常時雇用の従業員で、基準日の9ヶ月前より本市に住所を有する者

【適用除外】福山市中小企業振興条例の適用を受けるものについては、本条例の対象とならない。

【情報公開】福山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、企業名と交付金額を開示します。

○市街地から工場を移転する場合の優遇制度

市内の中小企業者が「市街地地域」から「工業地域」へ工場を全面移転する場合に、固定資産税について補助金が支給されます。また、工場移転のための融資制度(福山市工場移設資金融資制度)も活用できます。

補助対象者	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
補助対象事業	(1) 「市街地地域」から「工業地域」へ工場を全面移転する場合 市街地地域 第1種・第2種低層住居専用地域・中高層住居専用地域・住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 工業地域 工業専用地域、工業地域、準工業地域 (2) 投下固定資産額 500万円以上 (3) 旧工場跡地は、都市の環境整備と計画的土地利用をするよう市と協議すること (4) 新工場は、市と協議して適切な環境保全対策を実施すること
補助金の内容	固定資産税(土地・建物・償却資産) 第1年次 100/100 第2年次 75/100 第3年次 50/100 操業後、新たに固定資産税が課税することとなった年度から3年間について一定割合で補助 限度額 各年度 1億円限度 補助時期 各年度の固定資産税の最終納期日(納期後に納付があったときは、この納付の日)から6ヶ月以内に交付
申請について	「福山市中小企業振興条例」の事業指定申請を事業着手1月前までに行うこと

お問い合わせ先 福山市経済環境局経済部企業誘致推進課
TEL 084-928-1124 FAX 084-928-1733
メール kigyoyuuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp

●研究開発及び販路開拓支援事業

市内の中小企業者や中小企業者で構成するグループ等が行う新規事業開拓のために必要な研究開発事業や販路開拓事業に対して、その経費の一部を補助します。

補助対象者	(研究開発) 中小企業者及び中小企業者で構成するグループ、中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合連合会等) (国内販路開拓) 中小企業者及び中小企業者で構成するグループ (海外販路開拓) 中小企業者及び中小企業者で構成するグループ (海外市場調査) 中小企業者及び中小企業者で構成するグループ ※グループ及び団体の場合構成員の1/2以上が市内に本社または主な事業所を有するもの。 ※中小企業者とは、中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定するもの。
補助対象事業	研究開発事業及び販路開拓事業について、当該年度の事業採択日から年度末日までの間で事業計画を組み実施するもの。 研究開発事業のうち、設計、試作、改良等の事業(企画事業以外)及び産学共同事業については、継続して2年度間を限度として補助することが可能。 国内販路開拓支援事業は、首都圏等で開催される全国規模の展示会に出展するもの。 海外販路開拓支援事業は、海外で開催される展示会に出展するもの。 海外市場調査事業は、(独行)日本貿易振興機構(ジェトロ)が実施する海外ミニ調査を活用したもの。
補助対象事業費	(研究開発) 企画事業費、開発事業費、共同研究費、庁費、謝金、旅費、委託費、直接人件費 (国内販路開拓) 小間料、小間装飾料、商品搬送費 (海外販路開拓) 小間料、小間装飾料、商品搬送費、旅費交通費、展示物及び配布物作成費 (海外市場調査) (独行)日本貿易振興機構(ジェトロ)が実施する海外ミニ調査に係る費用
補助金額	(研究開発) 補助対象事業費×2/3以内(50~200万円限度) (国内販路開拓) 補助対象事業費×1/2以内(25万円限度) (海外販路開拓) 補助対象事業費×1/2以内(30万円限度) (海外市場調査) 補助対象事業費×10/10以内(10万円限度)
事業採択数	(研究開発) 6件程度 (国内販路開拓) 12件程度 (海外販路開拓) 5件程度 (海外市場調査) 5件程度 ※補助の決定 研究開発事業の応募申請は3月~4月ごろ行い、5月中に応募者によるテーマ発表(プレゼンテーション)を実施し、福山市創造活動推進委員の審査を経て決定します。販路開拓支援事業は、5月から随時受け付け、審査によって決定します。海外市場調査事業は4月から随時受け付け、審査によって決定します。

●地域資源活用支援事業

地場産業の活性化と福山市の都市ブランド力向上に寄与することを目的とし、市内の中小企業者で構成するグループや中小企業団体が実施する様々な地域資源を活用した新たな地域ブランド品（以下「地域ブランド品」という。）や福山琴・備後紆等をはじめとする地域の特産品に関する育成事業に対し、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者で構成するグループで、構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの。 (2) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合連合会等）で構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの。 (3) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと。	
補助対象事業	地域ブランド品の企画開発・販路開拓・人材育成等	
補助対象事業費	企画事業費	機器借上料、資料等購入費（特許・翻訳等）、原材料費等
	開発事業費	原材料費、機械装置費、外注加工費、技術情報取得費等
	庁 費	会議費（食事代除く）、会場借上料、印刷製本費、消耗品費等
	謝金、旅費、委託費	講師謝金、講師旅費・研修旅費、調査研究委託費等
補助金額	補助対象事業費×1/2以内（50万円限度） ただし、地域団体商標の登録品の場合は、2/3以内	
補助件数	4件程度 ※補助の決定 応募申請は3月～4月ごろ行い、5月中に地域資源活用事業審査会での審査を経て決定します。	

●経営力強化人材育成事業（ものづくり技術継承事業）

市内の中小企業の皆さまがグループ等を構成して、経営力の強化を目的として実施する各種人材育成事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者で構成するグループで、構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの。 (2) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合連合会等）で構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの。 (3) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと	
補助対象事業	ものづくり技術等の継承を重点とした研修事業（実技指導又は実施指導を含む講習会等）で、当該年度の事業採択日から年度末日までの間で事業計画を組み実施するもの。 例えば… ① 組合やグループ内の社員を外部産業支援機関が行う実技セミナーに参加させる事業 ② 外部産業支援機関の指導人材を活用し、組合やグループの各社に派遣を求める事業 ③ 組合やグループ内で指導人材や研修場所、機械などを相互に活用する事業 ④ 組合やグループ内で指導人材を相互に活用し、研修場所、機械などは外部産業支援機関を活用する事業 ⑤ 組合やグループ内で研修場所、機械などを相互に活用し、指導人材は外部産業支援機関を活用する事業 ⑥ ①～⑤を組み合わせた事業やその他の方法で実施する事業	
補助対象事業費	会場・機械器具使用料 講師謝金 旅費 加工材料費 受講料 印刷製本費 ※ただし、旅費（交通費・宿泊費）は総事業費の1/2までが対象	
補助金額	補助対象事業費×2/3以内（50万円限度）	
事業採択数	5グループ程度 ※補助の決定 応募申請は3月～4月ごろ行い、審査によって決定します。	

●経営力強化人材育成事業（研修機関活用事業）

市内の中小企業者が、経営力の強化を目的として実施する各種人材育成事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者 (2) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと。	
補助対象事業	次の研修機関が実施する人材育成研修に従業員等を派遣する事業。 対象となる研修機関 中小企業大学校 ㈱広島テクノプラザ 広島県立総合技術研究所 広島県立高等技術専門校 (独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (ポリテクカレッジ) (公財) ひろしま産業振興機構 福山地域職業訓練センター (沼隈サンパル) (一社) 広島県発明協会 福山商工会議所 福山あしな商工会 福山北商工会 神辺町商工会 沼隈内海商工会 広島県商工会連合会東部支所	
補助対象事業費	受講料（1人当たり1万円以上であるもの）	
補助金額	補助対象事業費×2/3以内（1事業所5万円限度、当該年度同一人1回限り）	
事業採択数	5社程度 ※応募申請は4月から随時受け付け、審査によって決定します。	

●経営力強化人材育成事業（ものづくり啓発事業）

ものづくりを将来的に支える人材育成や学生のものづくり離れに対応するため、産業界や大学または各種団体が連携して実施する小学生・中学生を対象としたものづくり啓発事業に対し、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者 (2) 中小企業者で構成するグループで構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの (3) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合連合会等）で構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの (4) 大学及び任意団体 (5) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと
補助対象事業	大学・大学のサークル・任意団体・市内の中小企業者等が連携して実施する小学生・中学生を対象とするものづくり教室等 例えば… ① 中小企業者の製品や技術を「ものづくり材料」として実施するものづくり教室 ② 中小企業者の製品や技術について「工場見学」を通して知りながら実施するものづくり教室 ③ 中小企業者の経営者等の「ものづくり体験講義」などを受けて実施するものづくり教室 ④ ①～③を組み合わせたものやその他の方法で中小企業者と連携して実施するものづくり教室
補助対象事業費	会場使用料、車両借上料、講師等謝金（1人1日につき1万円限度）、材料費
補助金額	補助対象事業費×2/3以内（5万円限度） 当該年度1団体1回限り
事業採択数	5事業程度 ※応募申請は4月から随時受け付け、審査によって決定します。

●知的財産権取得支援事業

市内の中小企業の皆様が、ものづくり技術の向上及び競争力と経営基盤の強化を図るために行う、知的財産権の取得事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者 (2) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと。
補助対象事業	知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の国内における取得事業。
補助対象事業費	出願、出願審査請求、実用新案技術評価請求に係る手数料及び弁理士費用
補助金額	補助対象事業費×1/2以内（10万円限度）ただし、同一出願案件1回限り、当該年度1中小企業者1回限り
事業採択数	15事業程度 ※応募申請は4月から随時受け付け、審査によって決定します。 ※特許庁への（出願・出願審査請求・実用新案技術評価請求）提出前に申請が必要です。

●産業支援コーディネーター派遣事業

産業支援コーディネーターは、企業OB等を中心とした専門家で、中小企業の行う新商品・新技術開発（創造活動）や起業化の推進等について、技術・販売・経営等に対する助言や指導を行う地域の産業振興に深いご理解をお持ちの経験豊富な方々です。

専門分野以外でも人的ネットワークにより、様々な課題解決を目指します。是非、ご活用ください。

●福山市障がい者雇用奨励金

福山市は、障がい者雇用の促進・雇用の安定を図るため、市内に居住する障がい者（身体・知的・精神・発達障がい）を雇用する事業主に、国の「特定求職者雇用開発助成金」等に引き続き「福山市障がい者雇用奨励金」を交付しています。

交付要件	・市内において、市内に居住する障がい者を就業させている事業主。ただし、就労継続支援A型による障がい者雇用は対象としない。 ・公共職業安定所の紹介で雇用した障がい者が、国の助成金の対象となり、受給した事業主。 ・対象障がい者を雇用奨励期間の満了後、引き続き雇用の継続が確実であること。 ・市の雇用奨励金の交付対象期間中、事業所内の常用雇用労働者を、解雇した事業主以外の事業主。（但し、やむを得ない場合は除く。）
奨励金額	月額30,000円
交付期間	第1期：6カ月間 第2期：6カ月間 ・第1期 国の助成金の支給対象期間の満了した翌月1日を起算日として、6カ月間引き続き対象障がい者を雇用している場合の6カ月間 ※第1期経過後1カ月以内に申請してください。（賃金支払い時期により資料提出が1カ月を超える場合は産業振興課まで連絡ください） ・第2期 第1期の交付期間終了後、引き続き対象障がい者を12カ月間雇用している場合の6カ月間 ※雇用奨励期間終了後1カ月以内に申請してください。（賃金支払い時期により資料提出が1カ月を超える場合は産業振興課まで連絡ください）
雇用奨励期間	第1期の交付期間の起算日から18カ月までの期間
申請書類	・福山市障がい者雇用奨励金交付申請書 ・国の助成金の支給決定通知書（全期）の写し ・支給対象者の月別内訳票 ・出勤状況及び賃金支給状況の確認できる書類

お問い合わせ先 福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL 084-928-1039 FAX 084-928-1733
メール sangyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

●福山市中小企業融資制度

2015年（平成27年）4月1日現在

融資の種類	申し込みのできる方	資金使途 融資限度	期 間 (据置)	融資利率 (年率%)	申込先及び添付書類
経 営 安 定 資 金	1. 市内で1年以上同一事業を営む中小企業者 2. 市内に1年以上住所を有する 3. 市税を完納している 4. 広島県信用保証協会の保証対象事業に該当する 5. 取引停止処分を受けていない 6. 信用保証協会の代弁による債務を負担していない 7. 返済能力を有する	運転・設備 3,000万円 (運転・設備の各限度額は1,500万円とする。)	7年 (運転6月) (設備1年)	1.97 信用保証付 1.67	【申込先】 取扱金融機関 (セーフティネット保証に係る認定申請については、福山市産業振興課で受付しています。)
盆・年末資金 (申込) 盆 6/1～8/10 年末 10/1～12/18		運 転 1,000万円	6月	1.77 信用保証付 1.47	
小 規 模 事 業 資 金	上記1～7及び 8. 常時使用する従業員が30人以下 (商業・サービス業は10人以下)	運転・設備 750万円	6年 (6月)	1.70 信用保証付 1.40	【添付書類】 ① 金融機関・保証協会所定の必要書類 ② 市税の完納証明書
協 同 組 合 等 資 金	1. 市内で1年以上同一事業を営む組合等及び構成する中小企業者及び 上記2～7 (組合等とは事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	運転・設備 組合等 3,000万円 構成員 1,500万円	運 転 3年 設 備 7年	1年以上 1.97 1年未満 1.77	
工 場 移 設 資 金	1. 中小企業振興条例により指定を受けた中小企業者又は組合等及び 上記1～7	設 備 3,000万円 所要金額の80%以内	10年 (2年)	1.40	※工場移設資金は福山市中小企業振興条例適用事業指定通知書（企業誘致推進課）
創 業 支 援 資 金	1. 過去に事業を営んでいない創業予定者若しくは創業後5年未満の中小企業者（分社化を含む） 2. 市内に1年以上住所を有する個人又は市内に本店を有する会社 3. 市内で事業を開始する 及び 上記3～7	運転・設備 1,000万円	運転・併用 5年（1年） 設 備 7年（1年）	1.50 信用保証付 1.20	※創業予定者は創業計画書 ※ベンチャー企業支援資金は事業可能性評価認定書（商工会議所・広島県商工会連合会）又は、補助金交付決定通知書（新事業創出支援事業）
ベンチャー企業 支 援 資 金	上記創業者で次のいずれかの条件に該当するもの 1. 先端的又は独創的な事業（製品・技術・サービス）である旨福山商工会議所又は広島県商工会連合会東部支所の認定を受けている 2. 市補助（新事業創出支援事業）を受けている	創業予定者は自己資金を限度とする。 創業・ベンチャー併せて1,500万円を限度			
中心市街地活性化 特 別 資 金 (2017年3月31日まで)	1. 店舗の魅力を向上させるための新たな取り組み計画を作成し、その計画が適当である旨商工会議所の認定を受けている 2. 中心市街地にて小売・飲食・サービス業など一般の消費者を顧客とする事業を営む 及び 上記1～7	運 転 中小企業者 1,500万円 組合等 4,000万円 設 備 中小企業者 3,000万円 組合等 8,000万円	運転・併用 5年（1年） 設 備 10年（1年）	1.70 信用保証付 1.40	※中心市街地活性化特別資金は商工会議所の店舗魅力化計画認定書
環 境 保 全 資 金	上記1～7 及び 次の融資対象 ・公害防止施設の設置又は改善、低公害車の購入、アスベスト除去工事 ・公害防止のために行う工場・事業場の建替え又は移転 ・地球環境保全（オゾン層保護、地球温暖化防止）に資する施設	設 備 2,000万円 ※法令指導の場合3,000万円（土地は総事業費の50%以内）	7年 (1年)	1.70 信用保証付 1.40	※環境保全資金は環境保全課へ事前相談・認定申込が必要
産 業 団 地 企 業 立 地 資 金 (2017年3月31日まで)	1. 福山北産業団地、新市工業団地、箕沖産業団地又はびんごエコ団地に進出 2. 引き続き1年以上同一事業を営んでいる 及び 上記3～7	設備 2億円 (対象経費の総額の65%以内)	10年 (3年)	1.70 信用保証付 1.40	※産業団地企業立地資金は産業振興課へあっせん申込が必要

※返済方法は元金均等月賦払い。ただし、盆・年末資金は一時払いまたは分割払い。協同組合等資金は金融機関所定の方法。

※土地取得費は融資対象としない。（環境保全資金及び産業団地企業立地資金を除く）

※据置期間は融資期間の内に含む。

※担保及び保証人は、金融機関所定による。

※創業・ベンチャー資金は担保及び保証人不要。ただし、法人は代表者を保証人とする。

※融資対象設備は未設置のものとし、設置場所は福山市内に限る。

信用保証料・取扱金融機関等詳細は福山市のHP (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>) をご覧ください。

お問い合わせ先 福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL 084-928-1040

府中市の中小企業支援制度

●府中市中小企業融資制度

対 象	①市内に事業所又は住所を有し、1年以上同一事業を営んでいること ②広島県信用保証協会の保証対象業種であること ③市税を完納していること
資金使途・内容等	運転資金、小口零細企業事業資金、設備近代化資金
申 込 先	取扱金融機関
限度額・助成額等	①運転資金 ・一中小企業につき3,000万円 ②設備近代化資金 ・一中小企業につき2,000万円 （特別な場合は3,000万円） ③小口零細企業事業資金 ・小規模企業者につき750万円 ＊ただし、他の保証付き融資残高との合計額が1,250万円以内に限り
融資の場合の条件等	①運転資金 ・融資期間：10年以内（6カ月以内の据置期間を含む） ・融資利率 1年以内：年1.8%以下 10年以内：年2.1%以下
	②設備近代化資金 ・融資期間：10年以内（1年の据置期間含む） ・融資利率：年2.1%以下
	③小口零細企業事業資金 ・融資期間：10年以内（6カ月以内の据置期間含む） ・融資利率：年1.7%以下
	保 証 料 率 保証協会所定の利率
	担保・保証人 金融機関所定の方法による
取扱金融機関	(株) 商工組合中央金庫、(株) 中国銀行、(株) 広島銀行、備後信用組合、 (株) もみじ銀行、両備信用組合、福山市農業協同組合

●府中市融資制度にかかる信用保証率の軽減

概 要	府中市融資制度にかかる信用保証料の軽減
対 象	府中市中小企業運転資金融資制度
対象事業	運転資金、設備近代化資金、小口零細企業事業資金
補給内容	基本保証率を軽減し、差額を府中市が負担 運転資金・設備近代化資金 基本保証料率「0.45～1.90」を「0.45～1.71」に軽減 小口零細企業事業資金 基本保証料率「0.50～2.20」を「0.50～1.98」に軽減

●企業立地

概 要	府中市内に新たに新設・増設・移設をする場合に、指定要件を満たしていれば、要件に該当したのものに対して奨励金が交付されます。
対 象	指定要件に該当する企業で企業立地事業に着手する前に指定事業者の指定を受けているもの ＊指定要件については、当市ホームページをご参照ください。
助成内容	①企業立地奨励金 ・府中市内の工業地域・工業専用地域などに事業所の建設・増設・移設の目的で土地を取得した場合に土地取得費又は土地鑑定評価額のいずれか低い額の10/100以内の額を助成（上限は1億円） ②投下固定資金奨励金 ・企業立地用の資産を取得したときに、市が評価した投下固定資産総額に係る固定資産税・都市計画税の合計額以内の額を助成（上限はなし） ③雇用促進奨励金 ・府中市内の工業地域・工業専用地域などに事業所の新設・増設・移設をし、新たに雇用をした場合に新たに雇用した従業員の人数に50万円を乗じて得た額を助成（上限は、1,000万円）
対象期間	①企業立地奨励金…指定業者の指定から操業の日まで ②投下固定資金奨励金…操業開始の年の翌年分の課税があった年度から起算して3年度間 ③雇用促進奨励金…指定事業者の指定から操業後1年以内

詳細は府中市のHP（<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 府中市産業活性課 TEL 0847-43-7190

三次市の中小企業支援制度

●三次市創業支援資金融資制度

対 象	【一般】事業開始後、1年未満の中小企業者 【創業等関連】市内で新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有する創業後1年未満の中小企業者であり所定の要件に該当するもの。 ・市税を完納している者
資金使途・内容等	創業時又は創業後に必要となる運転資金及び設備資金。ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）及び市外の事業所に要する資金を除く。
限度額・助成額等	3,000万円（一般と創業等関連を合わせた額）（創業等関連は1,500万円）
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 【一般】 運転資金：5年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金：10年以内（据置期間3年以内を含む。） 【創業等関連】 運転資金：5年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金：7年以内（据置期間1年以内を含む。） 【貸出利率】年2.1%以下（協会の保証を利用する場合は、年1.7%以下）
	保 証 料 率 【一般】年0.45%～1.71% 【創業等関連】年0.7%
	担保・保証人 金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による
	申 込 先 ・ 取 扱 金 融 機 関 ・広島銀行（十日市支店・吉舎支店・上下支店・吉田支店） ・中国銀行（三次支店） ・もみじ銀行（三次支店） ・広島みどり信用金庫（三次支店・十日市支店・皇敷支店・三良坂支店） ・両備信用組合（吉舎支店・上下支店・小国支店） ・広島県信用保証協会（備北支所）

●三次市小規模事業資金融資制度

対 象	・市内に主たる事業所を有する者 ・1年以上継続して同一事業を営んでおり、小規模事業者の要件を満たす者 ・広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する者 ・市税を完納している者
資金使途・内容等	運転・設備
限度額・助成額等	500万円
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 7年以内（据置期間6箇月以内を含む。） 【3年以下】年1.7%以下 【3年以上】年1.9%以下
	保 証 料 率 年0.45%～1.71%
	担保・保証人 広島県信用保証協会所定の方法による
	申 込 先 ・ 取 扱 金 融 機 関 ・広島銀行（十日市支店・吉舎支店・上下支店・吉田支店） ・中国銀行（三次支店） ・もみじ銀行（三次支店） ・広島みどり信用金庫（三次支店・十日市支店・皇敷支店・三良坂支店） ・両備信用組合（吉舎支店・上下支店・小国支店） ・広島県信用保証協会（備北支所）

●三次市中小企業経営安定資金融資制度

対 象	・市内に主たる事業所を有する者 ・1年以上継続して同一事業を営んでおり、中小企業者の要件を満たす者 ・広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する者 ・市税を完納している者
資金使途・内容等	運転・設備
限度額・助成額等	1,000万円
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 7年以内（据置期間6箇月以内を含む。） 【3年以下】年1.8%以下（保証無し：2.2%以下） 【3年以上】年2.0%以下（保証無し：2.4%以下）
	保 証 料 率 年0.45%～1.71%
	担保・保証人 金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による
	申 込 先 ・ 取 扱 金 融 機 関 ・広島銀行（十日市支店・吉舎支店・上下支店・吉田支店） ・中国銀行（三次支店） ・もみじ銀行（三次支店） ・広島みどり信用金庫（三次支店・十日市支店・皇敷支店・三良坂支店） ・両備信用組合（吉舎支店・上下支店・小国支店） ・広島県信用保証協会（備北支所）

●三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金

概 要	小企業の経営の安定と発展を図るために、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用された事業者に対する利子補給
対 象	次の要件に全て該当する小規模事業者 ・市内に事業所があり、同一事業を引き続き 1 年以上営んでいる者 ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに融資実行を受けた者 ・市税・料を完納している者
補給内容	1 年目（12 回目までの支払い）に対してのみ、利子の全額を支給（上限 20 万円）
特記事項	・初回返済開始月から 1 年後（12 回目）の利子支払後、3 箇月以内に申請すること

●三次市中小企業信用保証料補助金

概 要	中小企業者の創業や経営革新を支援するために、広島県信用保証協会の保証により融資を受けた際の保証料に対する補助
対 象	次の要件に全て該当する事業者 ・中小企業者又は新規創業者 ・大企業者の出資率が 2 分の 1 未満であるもの ・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき経営革新計画の承認を受けて行う者等（経営革新区分） ・市税・料を完納している者
補助内容	【創業支援】 補助対象融資：広島県又は三次市創業支援融資 補助金額：上限 50 万円（1 補助対象者あたり） 交付条件：市内で開業すること、又は開業していること 補助率：10 / 10 【経営革新】 補助対象融資：広島県信用保証協会の保証付融資 補助金額：上限 50 万円（1 補助対象者あたり） 交付条件：・市内の金融機関から借入を実行していること ・市内において、決定融資の運用をすること。ただし、事業の性質上、市長が必要と認めた場合を除く ・計画に基づいた融資を実行していること 補助率：1 / 2

●三次市新技術・新製品開発支援事業補助金

概 要	中小企業者等が主体となって行う新技術・新製品の研究開発を支援
対 象	・中小企業者 ・新規創業者
助成内容	研究開発に要する経費（研究開発費、検査試験費、外注委託費等）の 2 分の 1 以内（上限 300 万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市販路拡大支援事業補助金

概 要	中小企業者等が主体となって開発した新製品や主力商品の販路拡大や市場開拓を支援
対 象	・中小企業者 ・新規創業者
助成内容	産業見本市、物産展等への出展に必要な経費の 2 分の 1 以内（上限 25 万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市空店舗出店支援事業補助金

概 要	市内にある空店舗への賃借による新たな出店を支援
対 象	・中小企業者 ・新規創業者
助成内容	店舗の改修（看板を含む。）に要する経費及び家賃月額額の 2 分の 1 以内（上限 150 万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市創意工夫ビジネス支援事業補助金

概 要	創意工夫のある企画に基づく新たな取組や付加価値の創出、経営の多角化や異業種参入など、新たなビジネスモデル展開を支援
対 象	・中小企業者 ・新規創業者 ・三次商工会議所 ・三次広域商工会
助成内容	事業の実施に要する経費の 2 分の 1 以内（上限 300 万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市三次産品ブランド化事業補助金

概 要	主力製品の広告宣伝効果を高めるため、全国レベルまたは国際レベルの品評会等へ出品する事業を支援
対 象	・中小企業者
助成内容	品評会等の出品に要する経費（出品料、申請代行料、旅費等）の 2 分の 1 以内（上限：海外 50 万円、国内 25 万円）
申請時期	随時（事業実施前）

詳細は三次市の HP（<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>）をご覧ください。

お問い合わせ先 三次市産業環境部商工労働課 TEL 0824-62-6171

庄原市の中小企業支援制度

●庄原市中小企業資金融資制度

資金使途	運転資金	設備資金
融 資 条 件	①市内で1年以上同一事業を営んでいること ③金融機関から取引停止処分を受けていないこと	②返済能力を有すること ④市税を完納していること
融 資 限 度 額	中小企業者、協同組合等 1,000 万円	中小企業者、協同組合等 1,500 万円 (所要資金の70%以下土地取得費は除く。設備の設置場所は、市内であること。)
融 資 期 間	10 年以内	
融 資 利 率	2.1% (2.6%)	
信用保証料率	0.45%～1.71% (所定の信用保証料率より10%低減した率)	
取扱金融機関	- 広島銀行 (庄原支店・東城支店・上下支店) - 広島みどり信用金庫 (本店・西城支店・高野支店・比和支店・東城支店) - 中国銀行 (東城支店・三次支店) - しまなみ信用金庫 (東城支店)	

※ () は信用保証なしの場合

※合併前の条例により貸付を実行した融資は、合併前の制度を引き継いでいます。

●中小企業振興 (設備投資)

対 象	市内において、事業の用に供するために設備投資 (新設および増設) した次のものであって市長が適当と認めるもの - 機械および装置 - 建物およびその敷地である土地
資金使途・内容等	税務課の固定資産台帳に記載された投下固定資産の額が3,000万円以上の設備投資が対象で、土地についてはその取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合が対象となります。
限度額・助成額等	投下固定資産の額に相当する固定資産税相当額を限度とし、設備投資後当該施設に対し新たに課税されることとなった年度または課税免除されることとなった年度から3年間、以下のとおり相当する額以内を助成します。 - 初年度固定資産税相当額×100分の100 2年度固定資産税相当額×100分の70 3年度固定資産税相当額×100分の50

●中小企業振興 (雇用拡大)

対 象	市内の事業所において新規に雇用を拡大した中小企業者および中小企業団体のうち、指定するものに対し助成金を交付します。
資金使途・内容等	年度の初日 (個人にあっては4月1日、法人にあっては事業年度の初日をいう。) から雇用達成の日 (年度の初日から1カ年後の日をいう。) の間に、事業の拡大等市長の認める事由により新規雇用常用労働者が5人以上増加した場合。
限度額・助成額等	(新規雇用常用労働者が30人以下の場合) 新規雇用常用労働者×10万円 (新規雇用常用労働者が30人を超える場合) 新規雇用常用労働者×5万円を加算して得た額として、500万円を限度とする。

詳細は庄原市のHP (<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/industry/shokogyo/post-59.html>) をご覧ください。

お問い合わせ先 庄原市商工観光課 TEL 0824-73-1178

大竹市の中小企業支援制度

●大竹市中小企業融資

対 象	・大竹市税の納税成績が良好であること。 ・大竹市内で中小規模の事業を1年以上営んでいること。
資金使途・内容等	①運転資金 ②設備近代化資金
限度額・助成額等	①運転資金：1,500万円 ②設備近代化資金：2,000万円
融 資 の 場 合 の 条 件 等	①運転資金（据え置き期間は6ヵ月以内） 広島県信用保証協会の信用保証を付ける場合 1年以内貸付 年1.30% 1年超5年以内の貸付 年1.60% 5年超7年以内の貸付 年1.80% 広島県信用保証協会の信用保証を付けない場合 1年以内の貸付 年2.00% 1年超5年以内の貸付 年2.30% 5年超7年以内の貸付 年2.40% ②設備近代化資金（据え置き期間は6ヵ月以内） 広島県信用保証協会の信用保証を付ける場合 7年以内の貸付 年1.80% 7年超10年以内の貸付 年2.10% 広島県信用保証協会の信用保証を付けない場合 7年以内の貸付 年2.50% 7年超10年以内の貸付 年2.60%
保 証 料 率	信用保証協会所定の料率
担保・保証人	広島県信用保証協会または取扱金融機関の所定の方法による
取扱金融機関	四国銀行大竹支店、広島銀行大竹支店、もみじ銀行大竹支店、広島信用金庫大竹支店・玖波支店、山口銀行和木支店、西京銀行和木支店

●大竹市制度融資にかかる信用保証料の軽減

概 要	大竹市中小企業運転資金融資制度 及び 大竹市中小企業設備近代化資金融資制度にかかる信用保証料の軽減
補 給 内 容	基本保証料率を20%軽減し、その分は大竹市で負担する。

詳細は大竹市のHP (<http://www.city.otake.hiroshima.jp/clink/0838yusiseido.html>) をご覧ください。

お問い合わせ先 大竹市総務部産業振興課 TEL 0827-59-2131

東広島市の中小企業支援制度

●東広島市中小企業融資（一般融資）

対 象	①市内に主たる事業所を有する中小企業者で、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ②市税を完納していること。
資金使途・内容等	運転資金・設備資金
限度額・助成額等	2,000万円以内（1事業者につき）
融 資 の 場 合 の 条 件 等	期 間 ・ 利 率 （短期）1年以内 年1.6% （長期）7年以内 年1.8% ※措置期間（6ヵ月以内）を含む。 保 証 料 率 信用保証協会所定の保証料率から20%の低減措置あり 担保・保証人 金融機関所定の方法による 取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合

●東広島市中小企業融資（特別融資／新事業促進支援資金）

対 象	①一般融資の条件を満たすこと。 ②次のいずれかに該当し、事業拡大に伴い資金が必要な者。 (1) 株式会社広島テクノプラザ、広島起業化センタークリエイティブコア、東広島試作開発型事業促進施設若しくは東広島市新産業創造センターに現に入居している者又は過去5年以内に入居していた者 (2) 市補助（環境関連製品・技術等開発促進事業・ものづくり新事業展開支援事業）を受けている者又は過去5年以内に受けていた者。 (3) 市のものづくり優良企業表彰を過去5年以内に受けた者。
資金使途・内容等	運転資金・設備資金
限度額・助成額等	500万円以内（一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内）
融 資 の 場 合 の 条 件 等	期 間 ・ 利 率 （短期）1年以内 年1.3% （長期）7年以内 年1.6% ※措置期間（6ヵ月以内）を含む。 保 証 料 率 信用保証協会所定の保証料率から20%の低減措置あり 担保・保証人 金融機関所定の方法による 取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合

●東広島市中小企業融資（特別融資／創業支援資金）

対 象	①中小企業者として市内に主たる事業所を設け、現に新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有し、事業の開始の日から1年を経過しない中小企業者。 ②市税を完納していること。
資金使途・内容等	運転資金・設備資金
限度額・助成額等	500万円以内 （一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内）
融資の場合の条件等	期間・利率
	（運転）5年以内 年1.6% （設備）7年以内 年1.6% 併用の場合は5年以内 ※措置期間（12か月以内）を含む。
	保証料率
	信用保証協会所定の保証料率から20%の低減措置あり
担保・保証人	金融機関所定の方法による
	取扱金融機関
	広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合

●東広島市中小企業融資（特別融資／経営環境変化対応資金）

対 象	①一般融資の条件を満たすこと。 ②最近3カ月の売上が前年同様の売上高に比べて10%以上減少している者又は中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当し、かつ、同号に該当することについて市長の認定を受けた者。
資金使途・内容等	運転資金
限度額・助成額等	1,000万円以内（一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内）
融資の場合の条件等	期間・利率
	7年以内 年1.3% ※措置期間（12か月以内）を含む。
	保証料率
	信用保証協会所定の保証料率から20%の低減措置あり
担保・保証人	金融機関所定の方法による
	取扱金融機関
	広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合

●東広島市中心市街地新規出店支援事業補助金

概 要	中心市街地の酒蔵通り周辺における空き店舗の解消を図り、まちの魅力及びにぎわいを創出するため、空き店舗等を酒蔵通り周辺の景観に配慮した外観に改装して新規出店する事業者に対して補助金を交付する。
対 象	補助対象区域内で空き店舗等を活用して、補助対象業種の営業を行おうとする者。
助 成 内 容	空き店舗等への新規出店に係る店舗改装費のうち、外装工事、内装工事、給排水工事及び電気工事に要する経費で2分の1に相当する額。ただし、200万円を限度。
申 請 時 期	改装工事を着手するまでに補助金の申請及び交付決定が必要。

詳細は東広島市のHP（<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/31/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 東広島市産業部商業観光課 TEL 082-420-0941

●東広島市企業立地促進助成制度

概 要	市内に工場等を新設・増設・更新する者に対し、必要な助成措置を講ずることにより、市内の産業の振興と雇用機会の拡大を図る。
対 象	市内に工場等を新設・増設・更新する者のうち、指定事業者の指定基準（立地場所・業種・施設・投下固定資産総額・新規雇用常用従業員）に適合するもの。
助 成 内 容	- 土地取得助成金…5,000㎡以上の土地を新規取得した事業者に対し、取得費用の5～30%（立地場所・業種により割合が異なる）を交付する。（限度額なし） - 施設整備助成金…新増設した工場等が操業開始する日までに取得した家屋及び償却資産に係る費用の5～10%（業種により割合が異なる）を交付する。（限度額1億円） - 工場等設置助成金…工場等が操業開始までに取得した固定資産に係る固定資産税納付額に相当する額を3年間交付する。（限度額なし） - 施設設備更新助成金…操業開始から10年以上経過した既存工場等が施設・設備更新等を行った場合、施設・設備更新等を行った固定資産に係る固定資産税納付額に相当する額の30%を3年間交付する。（限度額上限3億円/年） - 雇用助成金…市内に住所を有する新規雇用常用従業員1人あたり20万円を交付する。（上限額なし）※新規雇用常用従業員が障害者の場合は1人あたり20万円を加算する。
申 請 時 期	工場等の新設・増設・更新に着手する日の1月前まで

●東広島市ものづくり技術高度化研修事業補助金

概 要	企業等が実施する、ものづくり技術の高度化を図るために産業支援機関（(株)広島テクノプラザ等）を活用した研修事業（研修会等への派遣）を支援する。
対 象	市内に事業所、支店等がある企業（協同組合を含む） ただし、受講者は、市内の事業所、支店等で勤務する従業員に限る。
助 成 内 容	（対象研修）次のいずれかを目的に市内産業支援機関が実施する、開催時間が6時間以上の研修のうち、市が指定したものを受講するもの - 生産性向上や技術力の向上 - ものづくりにおける生産性向上や技術力の向上 - 新事業の展開に必要な知識や技術の習得 - 生産管理や現場管理能力向上による事業の効率化 （対象経費）・受講料、受講に義務付けられたテキスト等購入費（キャンセル料は除く） （補助率）・中小企業 3分の2以内、その他 2分の1以内
申 請 時 期 等	市が指定した研修を実施する産業支援機関に対して、研修日前日までに、受講料等減額申請書を提出することで活用可能。 ※市に対する補助金交付申請は不要。

詳細は東広島市のHP（<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/30/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 東広島市産業部産業振興課 TEL 082-420-0921

●ものづくり新事業展開支援事業

概 要	市内の中小企業が新たな事業展開に向けて行う、研究機関との共同研究、特許等の知的財産権の取得、市場動向の調査、見本市等への出展に対する補助制度。
対 象	【産学共同研究事業】研究機関（県内の大学・短大・専門学校、酒類総研、産総研、県の公設試）を活用した共同研究や委託研究 【知的財産権取得事業】知的財産権のうち特許権、実用新案権、意匠権、商標権の国内における取得事業（現在または将来の事業化の場所在市内のものに限る） 【マーケティング調査事業】市場調査・分析、マーケティング戦略構築 【見本市等出展事業】自社の技術・製品（開発を完了してから概ね5年以内のものに限る）の見本市等への出展
助 成 内 容	【産学共同研究事業】補助対象経費の2/3以内（限度額：200万円） 【知的財産権取得事業】補助対象経費の1/2以内（限度額：10万円） 【マーケティング調査事業】補助対象経費の1/2以内（限度額：20万円） 【見本市等出展事業】補助対象経費の1/2以内（限度額：国内見本市20万円、国外見本市35万円）
申 請 時 期	【産学共同研究事業】5月 【その他】随時（予算額に達し次第終了） ※ただし、見本市等出展事業については、9月に2回目の募集あり
特 記 事 項	- 同一年度において他の事業（産学共同研究事業、知的財産権取得事業、マーケティング調査事業、見本市等出展事業のいずれか）の交付決定を受けている場合は申請できません。 - 同一の企業・グループが2年連続で交付を受けることはできません。（産学共同研究事業、知的財産権取得事業の場合） 1つの技術・製品につき、1回限り交付します。（マーケティング調査事業、見本市等出展事業の場合） - 採択先の決定に当たっては、外部有識者による審査会を行います。（産学共同研究事業のみ）

●環境関連製品・技術等開発促進事業

概 要	市内の中小企業やそのグループが行う環境関連や医療・福祉関連分野の新製品・新技術の開発を支援する制度。
対 象	市内中小企業（協同組合を含み、みなし大企業を除く）または次の要件を満たす中小企業グループ - 市内中小企業が3社以上かつ構成企業（組合を含む）の1/2以上 - 市内製造業者が構成企業の1/2以上 - 代表者が市内の中小製造業に属する者
助 成 内 容	- 中小企業 補助対象経費の2/3以内（50万円～300万円） - 中小企業グループ 補助対象経費の3/4以内（50万円～500万円）
申 請 時 期	5月
特 記 事 項	採択先の決定に当たっては、外部有識者による審査会を行います。

詳細は東広島市のHP（<http://www.collabosquare.com/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 東広島市産業部産業振興課新産業創造センター TEL 082-493-8181

廿日市市の中小企業支援制度

●中小企業預託融資

対 象	① 市内に事務所、店舗又は工場を有しており、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ② 市税を完納していること。					
資金使途・内容等	運転資金及び設備資金					
申 込 先	取扱金融機関					
限度額・助成額等	一般融資 2,000万円 小口融資 500万円 ※一般融資と小口融資を併せて、1企業につき2,000万円					
融資の場合の条件等	期間・利率	一般融資	10年以内（措置期間 1年）	信用保証付	1.67%以内	1年以内 1.57%以内
				その他	2.17%以内	1年以内 2.07%以内
		小口融資	5年以内（措置期間 1年）	信用保証付	1.57%以内	1年以内 1.47%以内
				その他	2.07%以内	1年以内 1.97%以内
	保証料率	信用保証協会所定の信用保証料率から20%の低減措置あり				
	担保・保証人	保証協会又は預託金融機関が定めるところによる。				
	取扱金融機関	広島銀行、山口銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合				

詳細は廿日市市のHP（http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/jigyosho/jigyo_kigyo/kigyoshien/yushi/chusho/index.html）をご覧ください。

お問い合わせ先 廿日市市環境産業部商工労政課 TEL 0829-30-9140

江田島市の中小企業支援制度

●江田島市商工業等振興資金補助金

概 要	商工業の資本整備を図り、経営の近代化を推進するため、経営改善に必要な施設の取得等を借入資金により行う場合に補助を行う。
対 象	江田島市に事業所を有し、江田島市商工会の会員であること。 江田島市商工会が窓口となって金融機関から借り入れる設備資金及び運転資金。
助 成 内 容	補助率は借入れ額の1%以内（限度額は設備資金30万円、運転資金15万円）

●企業立地奨励制度

概 要	本市内に工場等を新設又は増設した場合に、企業立地奨励金及び新規雇用奨励金を助成。
対 象	本市内に工場等を新増設した場合に適用（適用業種については市HPを参照）
助 成 内 容	①企業立地奨励金…固定資産税相当額を5年間助成（限度額なし） ②新規雇用奨励金…新増設した工場等に勤務する新規の常勤社員（市内居住）を雇用した場合、1人当たり50万円を助成（50人まで1回のみ）
助 成 要 件	次の①、②のいずれの条件も満たすことが必要 (1) 企業立地奨励金 ・工場等を新増設し、当該工場等に対する投下固定資産総額が3,000万円以上 (2) 新規雇用奨励金 ・雇用人数3人以上（ただし、宿泊施設においては雇用人数は問わない。） ・常勤の雇用者で、当該工場等の操業を開始した日から1年経過後の最初の1月1日現在において6ヵ月以上市内に住所を有する者

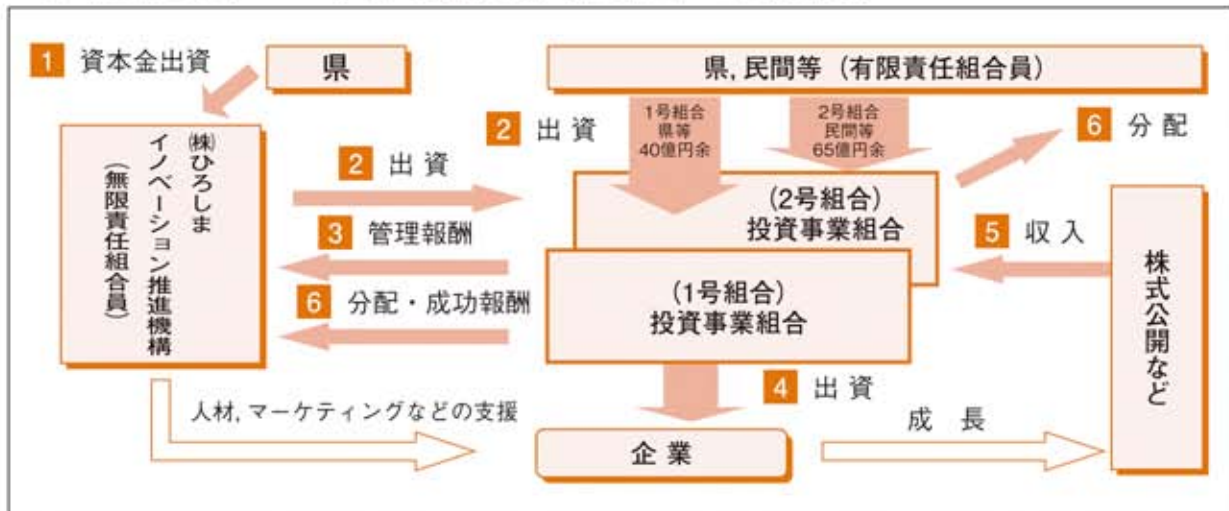
お問い合わせ先 江田島市産業部商工観光課 TEL 0823-40-2771

株式会社ひろしまイノベーション推進機構について

1 概要

株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、広島県内に拠点を置き、新たなアイデアで価値を創造していくイノベーションにより成長を目指す企業などを対象に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源（ハンズオン（経営参加型）の支援等）を提供して、企業の成長を支援し、新たな雇用の創出や所得の拡大等広島県経済の発展に資することを目的としています。

○ 「ひろしまイノベーション推進機構」の全体スキーム（仕組み）



○ 株式会社ひろしまイノベーション推進機構の概要

所在地	広島県広島市中区袋町3番17号
設立日	平成23年5月24日
代表者	代表取締役社長 尾崎 清
投資事業組合の組成	平成23年6月17日1号組合（40億5500万円）※うち県出資 40億円 平成24年1月1日2号組合（65億2000万円） 計 105億7500万円

2 投資対象

- (1) 広島県内において事業活動を行っている企業、今後行う企業、県内産業の発展に直接寄与する企業
- (2) 成長性のある企業
- (3) イノベーション（新たなアイデアでものや情報、仕組みなどを組み合わせることにより新たな価値を創造）を通じ、新たな成長を目指す企業

3 投資案件の紹介（平成27年4月1日現在）

	投資先企業	事業内容	投資額
1	オー・エイチ・ティー株式会社 (福山市神辺町)	非接触電気検査装置など検査装置の企画・開発・製造・販売	約10億円 (平成24年4月9日公表)
2	株式会社サンエー (三次市南畑敷町)	尿素水識別センサー、燃料識別センサー等薄膜センサーの開発・製造・販売	約5億円 (平成25年4月26日公表) 追加投資約5億円 (平成26年7月9日公表)
3	アイサービス株式会社 (尾道市美ノ郷町)	高齢者施設及び病院での給食受託、冷凍・冷蔵食材の製造・販売等	約3億円 (平成26年7月9日公表)
4	株式会社ツーセル (広島市南区)	大学の技術シーズを活用した医療用の遺伝子・細胞、医薬品、診断薬、試薬、医療材料の研究・開発・製造・販売等	最大約8億円(※段階的に投資実行) (平成26年11月20日公表)

4 お問合せ先

株式会社ひろしまイノベーション推進機構
広島県商工労働局イノベーション推進チーム

電話 (082) 545-2860 (代表)
電話 (082) 513-3353